

# 指定居宅療養管理指導事業者 運営規定 -1

## (事業の目的)

### 第1条

#### 七限四ツ角薬局（以下当薬局とする）

- 1.当薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 2.利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

## (運営の方針)

### 第2条

- 1.要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2.地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3.適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・保険薬局であること。
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## (従業員の職種、員数)

### 第3条

- 1.従業員について
  - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 2.管理者について
  - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

## (職務の内容)

### 第4条

- 1.薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 2.訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。
- 3.利用者やその家族等は、必要がある場合は前項の記録の閲覧および自費による謄写を求めることができる。ただし、この閲覧及び謄写は業務に支障のない時間に行なうこととする。

## (営業日および営業時間)

### 第5条

- 1.原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
- 2.通常、営業時間は表記の通りである。（日曜日・祝日・年末年始を除く）
- 3.利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

#### (営業日・営業時間)

営業日：月・火・水・金

時間： 9:00～18:00

木 9:00～17:00

土 9:00～13:00

# 指定居宅療養管理指導事業者 運営規定 -2

## (通常の事業の実施地域)

### 第6条

1. 通常の実施地域は右記の通りである 福岡県福岡市城南区七隈7丁目2番1号ー1階

## (指定居宅療養管理指導等の内容)

### 第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
  - ・薬剤服用歴の管理
  - ・薬剤等の居宅への配送
  - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
  - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
  - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

## (利用料その他の費用の額)

### 第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 事業の実施地域を越えて行う居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。
  - ・事業所から事業の実施地域を越えて1kmにつき40円

## (緊急時等における対応方法)

### 第9条

1. 緊急時等の体制として携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。  
（事業所の留守番電話にメッセージを残していただきますと薬局の携帯電話に転送されます）
2. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡を行う等、対応を図る。

### 第10条

1. 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

## (人権擁護・虐待防止のための措置に関する事項) 第

### 11条

1. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
  - ・虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
  - ・措置を適切に実施するための責任者（及び担当者）を選定
  - ・従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を原則年1回および新規採用時に実施する。
2. 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかにこれを虐待防止責任者および虐待防止担当者へ報告し、状況により市町村または地域包括支援センターへ通報する。

## (その他運営に関する重要事項)

### 第12条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. 従業員に身分証を携行させ、利用者またはその家族から求められた際は速やかに提示する事とする。
6. 利用者からの苦情・相談等の受付窓口を置き、記録、ファイルし適切な業務運営に資する。
7. 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

# 安心して薬局サービスを受けていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 皆様の個人情報の利用目的

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供

## 個人情報保護に関する基本方針

### 1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関連事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

### 2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報の適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

### 3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

## 有限会社 KKラボ

お問い合わせ先：七隈四ツ角薬局  
電話番号：092-874-5055  
FAX：092-874-5075

開設者/責任者：河野真子  
E-mail：  
kkrabo.nanakuma7721@gmail.com

ホームページ：

# 長期収載品の選定療養について

2024年10月より、

## 「長期収載品の選定療養」の制度がはじまります

※長期収載品 … 再審査期間が終了しており、既に特許も切れている、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品です。

### 選定療養とは？

- ▶ 選定療養とは、患者さまが自己負担することを選択することによって、保険給付の対象とならない治療やサービスを受けることができる制度です。

### 長期収載品の選定療養とは？

- ▶ 患者さまが後発医薬品（以下、ジェネリック医薬品）ではなく一定の条件を満たす先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、その価格差の一部を自己負担するものです。

この制度の目的は、患者さまの選択肢を維持しつつ、医療費の抑制とジェネリック医薬品の使用促進を両立することにあります。

### 対象となる医薬品

以下（１）～（３）を満たすこと

- （１）ジェネリック医薬品のある先発医薬品（長期収載品）（準先発品含む、バイオ医薬品は除く）
- （２）組成及び剤形区分が同一であって、次のいずれかに該当する品目
  - ① ジェネリック医薬品の上市後５年以上が経過（ジェネリック置換え率が１％未満のものを除く）
  - ② ジェネリック医薬品の置換え率が５０％以上のもの
- （３）先発医薬品（長期収載品）の薬価がジェネリック医薬品の最高薬価を超えていること（組成・規格及び剤形ごとに判断）

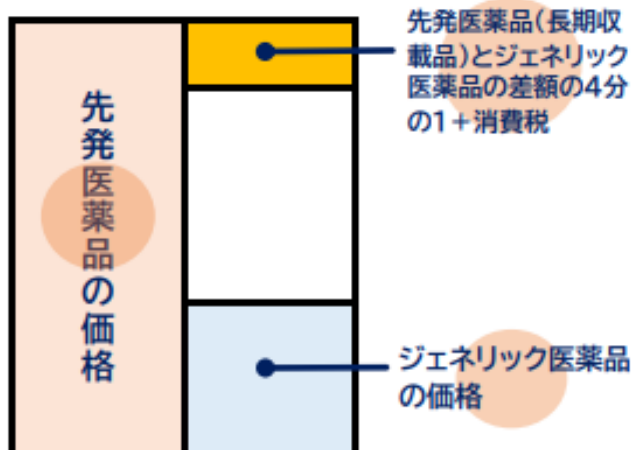
### どのくらい高くなるの？

- ▶ 先発医薬品（長期収載品）とジェネリック医薬品の差額の４分の１に消費税を加えた額が自己負担金額になります。

ジェネリック医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高いジェネリック医薬品との価格差で計算します。お薬以外の費用（調剤の費用等）はこれまでと変わりません。

### 対象から除外されるケース

- ① 医療上の必要性があると認められる場合
  - ・ 医療上の必要性により医師が、銘柄名処方（ジェネリック変更不可）をした場合
  - ・ 薬剤師により服用上の困難や効能・効果等の差異や副作用等で先発医薬品（長期収載品）を服用すべきと判断した場合
  - ・ ガイドラインにおいて、先発医薬品（長期収載品）を使用している患者さまについてジェネリック医薬品へ切り替えないことが推奨されている場合
- ② 在庫状況等で、ジェネリック医薬品を提供することが困難な場合等



例えば、先発医薬品（長期収載品）の価格が1錠100円、ジェネリック医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者さま負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。